

マルウェア警報情報ダウンロード機能利用約款

〔令和2年11月30日〕
制 定

(本約款の適用)

第1条 本約款は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の国立情報学研究所セキュリティ運用連携サービス利用細則（以下「細則」といいます。）第15条に基づき、国立情報学研究所が提供する国立情報学研究所セキュリティ運用連携サービス（以下「本サービス」といいます。）のポータルサイトに付随するマルウェア警報情報ダウンロード機能（以下「本機能」という。）の利用について規定するものです。利用者は、本約款に従って、本機能とマルウェア警報情報を利用するものとします。

(用語の定義)

第2条 本約款で使用する用語の意義は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の国立情報学研究所セキュリティ運用連携サービス利用規程と細則において定める他、次の各項のとおりとします。

1. 「マルウェア検体」とは、利用者の所属する参加機関が本サービスの監視制御対象として設定した通信内で、本サービスの攻撃検知システムに検知されたマルウェアそのものをいいます。
2. 「マルウェア警報情報」とは、マルウェア検体と、本サービスのサンドボックスでマルウェア検体を解析した結果ファイルを含む、本機能により取得可能な警報情報をいいます。
3. 「マルウェア警報情報ダウンロード機能」とは、利用者の情報端末を用いてインターネット等を通じ、本サービスのポータルサイトからマルウェア警報情報を取得する機能をいいます。
4. 「利用者」とは、本機能を利用し、マルウェア警報情報を取得しようとする者をいいます。
5. 「管理責任者」とは、利用者が取得したマルウェア警報情報の取り扱いについて監督する者をいいます。
6. 「機関の長」とは、本機能の利用者が所属する参加機関が、本サービスに参加申請した

際の代表者又は責任者（機関の長、最高情報システム責任者又は最高情報セキュリティ責任者など）をいいます。

7. 「関係国」とは、マルウェア警報情報生成に使用したソフトウェア・機器の生産国及び当該機器で提供される分析情報の原産国をいいます。関係国名については本サイト利用申請時に作成するチェックリスト及び専用 HP 内関連ページにおいて特定されます。

（利用目的）

第 3 条 利用者は、本機能と取得したマルウェア警報情報を、利用者の所属する機関のセキュリティポリシーに従って同機関のネットワークセキュリティを向上する活動のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用してはなりません。

（利用の届出）

第 4 条 本機能の利用の申請については、次の各項のとおりとします。

1. 本機能を利用しようとする参加機関は、主たる利用者と管理責任者をそれぞれ 1 名選出し、機関の長よりマルウェア警報情報ダウンロード機能利用届出書にて国立情報学研究所に届け出るものとします。
2. 本機能を利用しようとする参加機関は、国立情報学研究所が別途用意する秘密保持誓約に同意し、チェックリストに示される管理体制を構築し、維持するものとします。
3. 本機能は 1 機関につき 1 アカウントのみ申請可能とします。
4. 利用者は、本機能の利用に伴う準備と費用（証明書発行・維持、接続環境等）を利用者の所属する参加機関の負担で用意するものとします。
5. 本機能を利用する参加機関は、利用者情報及び管理責任者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更情報を国立情報学研究所に届け出るものとします。
6. 本機能を利用する参加機関は、国立情報学研究所からの継続利用確認に応答するものとし、利用者及びマルウェア検体を取り扱う者は、国立情報学研究所が義務付ける本機能の取り扱いについての講習を受講するものとします。
7. 本機能を利用する参加機関は、本機能の利用が終了した場合は、速やかに利用終了を国立情報学研究所に届け出るものとします。

（利用条件）

第 5 条 本機能が許可された専用アカウントの情報とマルウェア警報情報の扱いについては、次の各項のとおりとします。

1. 利用者は、利用者の所属する参加機関の規則と我が国及び関係国の輸出管理関係法令等に抵触しない範囲でマルウェア警報情報を使用します。

2. 利用者が所属する参加機関は、専用アカウント情報と取得したマルウェア警報情報について、参加機関の責任の下、注意義務をもって管理するものとします。
3. 利用者が所属する参加機関は、マルウェア警報情報の取り扱いについて管理責任者を設けることとし、管理責任者は以下の各号の責務を負うものとします。
 - 一. マルウェア警報情報の外部への流出防止策を講じるものとします。
 - 二. マルウェア警報情報の自機関外への持ち出しを管理するものとします。
 - 三. マルウェア警報情報の取扱許可者と利用方法を監督するものとします。
4. 利用者が所属する参加機関は、本機能の利用(二次利用を含む。)により得られた情報を公開する場合は、事前に(論文投稿の場合は投稿前に)その概要を国立情報学研究所に報告し、国立情報学研究所を通じてマルウェア警報情報生成に使用したソフトウェア・機器の製造元に許諾を得た上で、本機能を利用したことを明示するものとします。

(禁止事項)

第6条 利用者への禁止事項と対応措置については、次の各項のとおりとします。

1. 利用者は、本機能の利用に当たり、次の各号の一に相当する、又はそれと同等の行為を行ってはなりません。
 - 一. 本機能と本サービスの運用及び管理の妨害を目的とする行為
 - 二. 前号の目的の有無にかかわらず、本機能及び本サービスの運用に支障を与える行為
 - 三. 申請情報を偽る行為
 - 四. 他機関のアカウント情報を使用する等の不正アクセス行為
 - 五. 本機能を利用することができる権利を第三者に譲渡・再許諾する行為(ただし、利用者の所属する参加機関のセキュリティポリシー等で認められている場合を除く。)
 - 六. 学術研究目的で利用する行為(ただし、利用者の所属する参加機関のセキュリティポリシー等で認められている場合を除く。)
 - 七. マルウェア警報情報から特定された攻撃元の固有情報の公表
 - 八. 国立情報学研究所及び機器製造元の承諾を得ない本サービス、並びに、本サービスで使用する機器の機能や検知手法に関する情報の公表
 - 九. 適用される法令等に違反する行為
2. 国立情報学研究所は、利用者が前項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他国立情報学研究所が必要と認める場合には、次の各号の措置をとることができるものとします。
 - 一. マルウェア警報情報を使用した研究成果の取り下げを公表先に申し入れること。
 - 二. 当該利用者について、第12条に定める利用の終了の措置をとること。
 - 三. その他適切な改善要求又は制限・停止措置をとること。

(利用者の責任)

第7条 利用者は、本機能及びマルウェア警報情報の利用に関連して、第三者（第9条に定める製造元組織及び関係国を含む。）との間で生じた苦情、請求その他紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、国立情報学研究所に対していかなる責任を負担させないものとしします。

(輸出管理関係法令の遵守)

第8条 利用者は、マルウェア警報情報を使用（二次利用を含む。）して設計、開発又は製作した製品及び技術・技術情報を外国へ輸出、販売又は移転等する場合は、「外国為替及び外国貿易法」及び国内輸出管理関連法令及び輸出先の輸出管理に関する法令・規則等、ならびに関係国が定める法令・規則等を遵守し、それらに定めるところに従い、必要な手続をとるものとしします。さらに事前に国立情報学研究所の同意を得るものとしします。

(知的財産権等)

第9条 マルウェア警報情報の知的財産権は、国立情報学研究所とマルウェア挙動解析ファイル生成に使用したソフトウェア・機器の製造元組織に帰属しており、我が国及び関係国が定める知的財産権に関する法律並びに国際条約によって保護されています。

(損害賠償)

第10条 利用者による本機能とマルウェア警報情報の取り扱い及び利用（二次利用、誤用、マルウェア警報情報等の流出を含むがこれに限らない。）、並びに、利用者による本約款違反に起因して国立情報学研究所が製造元組織、第三者、関係国等との紛争に巻き込まれ、損害又は損失を被った場合、利用者及び利用者の所属する参加機関は、国立情報学研究所に対し、当該損害（紛争解決に要した弁護士費用を含む。）を賠償し、当該損失を補償するものとしします。

(免責)

第11条 本機能についての国立情報学研究所の免責事項は、次の各項のとおりとしします。

1. 国立情報学研究所は、本システムの保守点検、故障の回復、その他必要のある場合、利用者への事前の通知をすることなく、本機能の停止、仕様の変更を行うことができるものとしします。
2. 国立情報学研究所は、本機能の内容変更、提供遅滞、中断、停止等、利用者による本機能とマルウェア警報情報の取り扱い及び利用（二次利用、誤用、マルウェア警報情報等の

流出を含むがこれに限らない。)、並びに、利用者による本約款及びそれに基づき締結・作成された秘密保持に関する誓約書・チェックリスト等の違反に起因して発生した利用者又は第三者に対する損害等(第三者の権利の侵害も含む。)については、法的責任を負わないものとします。ただし、国立情報学研究所方の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

3. 国立情報学研究所は、本機能とマルウェア警報情報が利用者の特定の目的に適合すること、正確性・完全性・有用性・安全性を有すること、また、利用者による本機能とマルウェア警報情報の利用が、利用者に適用のある法令又は内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、一切の保証をしないものとします。

(利用の終了)

第 12 条 利用者は、以下の各項に定める行為すべての完了を以って、本機能の利用を終了したものとします。

1. 専用アカウントの削除と利用停止
2. 本機能から提供されたマルウェア警報情報(本機能以外からも入手可能な情報を除く。)を使用した活動の中止
3. 本機能から提供されたマルウェア警報情報(本機能以外からも入手可能な情報を除く。)すべての破棄
4. 別途国立情報学研究所が用意するチェックリストの提出

(本約款の改訂)

第 13 条 本約款の改訂については、次の各項のとおりとします。

1. 国立情報学研究所は、必要があると認めるときは、利用者に対し事前に通知を行うことなく、本約款を改訂することができるものとします。
2. 国立情報学研究所は、本約款の改訂を行った場合は、本サービスのポータルサイトにて利用者に通知します。
3. 利用者は、前項の通知後に本機能の利用を継続する限りにおいて、改訂後の本約款に同意したものとみなされます。
4. 利用者は、改訂後の本約款の内容に同意できない場合、第 12 条に定める利用の終了を以って、改訂後の約款の適用を免れることができます。

(適用範囲)

第 14 条 本約款は、国立情報学研究所が別途指示しない限り、本機能運用終了後も、本機能提供期間中と同様に有効とします。

(効力の存続)

第 15 条 本約款第 5 条ないし第 11 条及び第 14 条ないし第 18 条は、利用者が第 12 条に基づき本機能の利用を終了した後も、効力を有し続けるものとします。

(準拠法)

第 16 条 本約款は、日本法に基づいて解釈・執行されます。

1. 本約款に関して紛争が発生した場合の第一審専属管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。
2. 本約款のいずれかの条項・条件が何らかの理由で効力が無いとされた場合であっても、その条項・条件は許容される最大範囲で合理的に解釈され、また、いずれかの条項・条件に効力が無いことは本約款の他の条項・条件の有効性や効力に一切影響しません。

(疑義の解釈)

第 17 条 本約款に定めのない事項又は本約款条項の解釈について疑義が生じたときは、各当事者協議の上、誠意をもってその解決に当たるものとします。

(使用言語)

第 18 条 利用者は、利用上の手続き及び問合せ等は、日本語で行うものとします。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 1 月 3 0 日から実施する。